

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月17日

【事業年度】 第83期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 大同特殊鋼株式会社

【英訳名】 Daido Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小澤正俊

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東桜一丁目1番10号

【電話番号】 052(963)7523

【事務連絡者氏名】 経理部長 秋田康明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目6番35号 東京本社

【電話番号】 03(5495)1253

【事務連絡者氏名】 東京総務室長 井崎剛志

【縦覧に供する場所】 大同特殊鋼株式会社東京本社  
(東京都港区港南一丁目6番35号)

大同特殊鋼株式会社大阪支店  
(大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第83期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項につき、一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (7) 会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要  
(本文省略)

当該事項（「訂正後の(8), (9), (10), (11)」）は、記載しておりませんでした。

- (8) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況  
(本文省略)

(訂正後)

- (7) 会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要  
(本文省略)

(8) 社外取締役および社外監査役との責任限定契約

当社は、定款の定めに基づき、取締役勝山憲夫、監査役橋爪優、監査役波多健治郎の3氏と当社の間で、それぞれ会社法第423条第1項の責任について、金100万円と法令の規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

(9) 取締役の定数

当社は、取締役30名以内を置く旨を定款で定めております。

(10) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、取締役および監査役の経営判断の萎縮防止等を勘案し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、当該決議を機動的に行えるようにすることを目的とするものであります。

- (12) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況  
(本文省略)